

米の安定的な生産及び消費を実現する米政策の確立を求める意見書

米は、我が国の食料安全保障の根幹を担う基幹作物であり、国民の主食であるとともに、地域農業や地域経済を支える重要な産業基盤である。

令和8年産米については、全国的な需給緩和を背景として、各産地において生産者概算金が前年を大幅に下回る状況となっており、米価の急激な下落が生産現場に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

肥料、燃料、農業機械をはじめとする生産資材価格が高止まりする中での米価の急落は、稲作経営を圧迫し、生産者の作付意欲や設備投資意欲を低下させる。さらに、中長期的には農業者が守ってきた水田、水路などの農業・農村環境が損なわれ、食料供給の基盤である地域社会そのものの維持が困難となることが懸念される。このことは、我が国の食料安全保障にも重大な影響を及ぼしかねない。

一方で、急激な米価の上昇は、消費者の生活を圧迫し、結果として米の消費を減少させる。米は国民生活に欠かすことのできない主食であることから、消費者にとっても、家計への負担を抑えながら将来にわたって安定的に米を購入できる環境が必要である。

したがって、米政策においては、生産者の所得を確保することだけを目的とするのではなく、消費者にとっても過度な負担とならない安定的な価格で米が供給される環境を整えるとともに、その前提となる農地と生産基盤を次世代に引き継いでいく視点が不可欠である。こうした観点に基づき、国においては、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

1 政府備蓄米の追加買戻しの早期実施

令和7年に政府が例外的に放出した備蓄米59万トン分の買い戻しを早急に実施し、備蓄米の適正水準である100万トン程度への回復を図ること。

2 客観的な指標に基づく米政策の確立

生産現場が将来を見通し、安定した営農判断を行うことができるよう、生産量、需要量、民間在庫量等の把握と需給予測の精度を一層高めるとともに、それらに基づく政策判断の根拠を適時適切かつ分かりやすく示すこと。

3 米価急落時における稲作経営安定対策の強化

米価の急激な下落により経営に重大な影響を受ける生産者に対し、必要かつ十分な経営安定対策を講じるとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額に加え、生産資材価格の高騰に対する対策事業を創設すること。

特に、地域農業の担い手が安心して営農を継続し、農地を維持・活用していくことができるよう、中長期的な視点に立った支援策を講じること。

4 農地と地域農業を次世代に引き継ぐための施策の強化

米価の下落による離農や耕作放棄地の増加を防ぎ、水田をはじめとする農地を将来にわたって維持していくため、担い手への農地集積・集約化、農業法人等の経営基盤強化、農地・農業用水利施設等の維持管理に対する支援を一層充実させること。また、関連予算の確保と同時に、人口減少等により厳しい財政状況にある地方の負担を今以上に軽減するための地方財政措置を確保すること。

あわせて、農地を単なる生産の場としてだけでなく、国土保全、防災・減災、景観形成、地域コミュニティの維持など、多面的な機能を有する国民共通の財産として捉え、その維持に必要な施策を強化すること。

5 国産米が安定的に消費される環境の整備

令和の米騒動により失われた米の消費量を回復させるよう、消費者に対する情報発信など消費拡大に関する取組を進めること。また、事業者が行う業務用向け等の販売促進等の取組に対する支援を機動的に活用できるようにすること。

同時に、消費者に過度な負担を求めることなく、国民が将来にわたって安定的に米を購入できる環境を確保するため、生産者と消費者双方にとって持続可能な米の価格形成と流通のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月7日

秋田県議会議長 工 藤 嘉 範

衆議院議長 森	英 介 様
参議院議長 関	昌 一 様
内閣総理大臣 高	口 市 様
農林水産大臣 築	英 昌 早 苗 様
	和 生 様